

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○養護老人ホームの設備及び運営に關する基準等の一部を改正する省令
(厚生労働一三七)

○牛乳製品統計調査規則の一部を改正する省令 (農林水産五六)

〔告 示〕

○指定統計を作成するために集められた調査票の使用に關する件
(総務四八二〜四八四)

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件
(法務三九六)

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件 (同三九七)

○日本国に帰化を許可する件 (同三九八)

○分布範囲が排他的經濟水域の外に存在する魚類資源 (ストラドリング魚類資源) 及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に關する千九百八十二年十二月十日の海洋法に關する國際連合条約の規定の実施のための協定へのオマーン国及びハンガリー共和国の加入に關する件 (外務四九四)

○食糧援助に關する日本国政府とリベリア共和国政府との間の書簡の交換に關する件 (同四九五)

○國際水路機關条約のルーマニアによる批准に關する件 (同四九六)

○租税特別措置法第十条の四第一項第四号及び第四十二条の七第一項第四号の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件の一部を改正する件 (財務二五六)

○平成二十一年度科学研究費補助金 (特定奨励費) における事業計画書の提出期限等を定める件 (文部科学一四三)

○平成二十年度における共同募金の実施期間を定める件 (厚生労働四三二)

○使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部を改正する件 (同四三七)

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件 (同四三八)

○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件 (同四三九)

○厚生労働大臣が定める者等の一部を改正する件 (同四四〇)

○牛乳製品統計調査規則の規定に基づき、農林水産大臣が定めるもの等を定める件の一部を改正する件 (農林水産一三七〇)

○区画漁業を免許した件 (同一三七二)

○木材統計調査規則の規定に基づき農林水産大臣が定める件の一部を改正する件 (同一三七二)

○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件 (經濟産業一九五)

○道路運送法第八条第一項の規定により、緊急調整地域を指定する件 (国土交通一〇二九)

○電子情報処理組織による環境省の所管する法令に係る行政手続等に關する告示の一部を改正する件 (環境六九)

○道路に關する件 (東北地方整備局一六四)

○道路に關する件 (近畿地方整備局一三一)

○道路に關する件 (九州地方整備局一〇九、一一〇)

〔人事異動〕

人事院

〔官庁報告〕

法 務

公証人死亡 (法務省)

国家試験

採用候補者名簿の失効 (人事院)

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告 (国土交通省)

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、金融商品取引業者の登録取消し処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、油濁損害賠償責任制限、再生関係

会社その他

省令

厚生労働省令第三百三十七号
社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十五條第一項、老人福祉法(昭和三十一年法律第三十三号)第十七條第一項、介護保険法(平成九年法律第二十三号)第七十八條の四第二項、第八十八條第二項、第九十七條第三項及び第九十九條第二項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年九月一日
厚生労働大臣 外添 要一

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令
次に掲げる省令の規定中、「一月に一回程度、定期的に」を「おおむね三月に一回以上」に改める。

一 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和四十一年厚生省令第十九号)第二十四條第二項第一号
二 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)第二十七條第二項第一号
三 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第二十九條第二項第一号
四 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第二十八條第二項第一号
五 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)第二十六條第二項第一号
六 指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第五十一條第二項第一号
七 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十年厚生労働省令第七号)第二十六條第二項第一号

この省令は、公布の日から施行する。
農林水産省令第五十六号
統計法(昭和二十二年法律第十八号)第三條第二項の規定に基づき、牛乳乳製品統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年九月一日
農林水産大臣 太田 誠一

省令

牛乳乳製品統計調査規則(昭和四十六年農林省令第三十八号)の一部を次のように改正する。
第六條中「平成十四年三月七日総務省告示第三百三十九号」を「平成十九年十一月六日総務省告示第六百十八号」に、「〇九一二一乳製品製造業」を「〇九一三一処理牛乳・乳飲料製造業及び同〇九一四一乳製品製造業(処理牛乳、乳飲料を除く)」に改める。
第九條に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、前二項に掲げる調査に係る事務の全部又は一部を民間事業者に委託して行うことができる。

第十二條第一項中「統計調査員」の下に「又は第九條第三項の規定により調査に係る事務を民間事業者者に委託して行う場合の当該民間事業者(以下「民間事業者」という。))を加え、同条第二項中「第九條」を「第九條第一項及び第二項」に改め、「センター長」の下に「又は民間事業者」を加え、同条第三項中「統計調査員」の下に「若しくは民間事業者」を加える。
第十四條第一項中「及び」を「の内容を電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付するとともに」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 地方農政事務所長等は、前項の規定により送付された内容、又は民間事業者から提出された月別調査票に基づき、都道府県別の集計を行い、その結果を月別調査票の内容とともに電子情報処理組織を使用して、農林水産大臣に送付しなければならない。
第十四條第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。
第十五條第一項中「前条第二項及び第三項」を「前条第一項」に、「送付された基礎調査に係る都道府県別の結果」を「送付された内容、又は民間事業者から提出された基礎調査票に基づき、都道府県別の集計を行うとともに、その結果」に改め、同条第二項中「及び第三項」を削る。
第十六條第一項中「前条第一項の規定により作成した」を「第十四條第一項及び第二項の規定により送付された内容並びに前条第一項の規定により

省令

り民間事業者から提出された基礎調査票並びに同項の規定により作成した基礎調査に係る都道府県別の結果及び」に、「並びに」を「並びに」に改め、同条第二項中「又は第三項」及び「基礎調査及び」を削り、同条第三項を削る。
附則
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十年十二月三十一日から施行する。
(平成二十年調査に関する経過措置)
第二条 この省令の施行前にこの省令による改正前の牛乳乳製品統計調査規則(次条において「旧規則」という。))第七條第二項の規定において既に開始されている平成二十年の月別調査については、なお従前の例による。

第三条 旧規則第十二條第二項の規定により提出された基礎調査票及び月別調査票、旧規則第十四條第一項の規定により統計調査員が作成した基礎調査票並びに同条第二項の規定により集計した基礎調査に係る都道府県別の結果を収録した電磁的記録の保存については、なお従前の例による。

〇総務省告示第四百八十二号
統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十五條第二項の規定に基づき、指定統計を作成するため集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令(昭和二十四年政令第三百十号)第六條の規定に基づき、次のように告示する。
平成二十年九月一日
総務大臣 増田 寛也

告示

指定統計の名称 医療施設統計
調査票の使用目的 自治医科大学が、厚生労働科学研究所補助金を受けて行う「特定疾患の疫学に関する研究」の一環として実施する「難病の全国疫学調査」の対象施設の選定等に用いる医療施設名簿を作成するため、平成十七年の医療施設調査医療施設静態調査病院票(磁気テープに転写分)から所要の事項を転写する。
調査票の使用目的 自治医科大学が、厚生労働科学研究所補助金を受けて行う「特定疾患の疫学に関する研究」の一環として実施する「難病の全国疫学調査」の対象施設の選定等に用いる医療施設名簿を作成するため、平成十七年の医療施設調査医療施設静態調査病院票(磁気テープに転写分)から所要の事項を転写する。
調査票の使用目的 自治医科大学が、厚生労働科学研究所補助金を受けて行う「特定疾患の疫学に関する研究」の一環として実施する「難病の全国疫学調査」の対象施設の選定等に用いる医療施設名簿を作成するため、平成十七年の医療施設調査医療施設静態調査病院票(磁気テープに転写分)から所要の事項を転写する。

省令

〇総務省告示第四百八十三号
統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十五條第二項の規定に基づき、指定統計を作成するため集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令(昭和二十四年政令第三百十号)第六條の規定に基づき、次のように告示する。
平成二十年九月一日
総務大臣 増田 寛也

指定統計の名称 労働力調査
調査票の使用目的 岡山商科大学が、独立行政法人日本学術振興会の科学研究費補助金を受けて行う研究「秘匿された個票データのリスク評価法の確立と官庁統計データの公開への応用」の一環として、公表が安全な調査事項を選定する実験を行うため、平成十四年一月から平成十九年十二月までの各月分の労働力調査の基礎調査票及び特定調査票(いずれも磁気テープに転写分)から所要の事項を転写し、集計する。

〇総務省告示第四百八十四号
統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十五條第二項の規定に基づき、指定統計を作成するため集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令(昭和二十四年政令第三百十号)第六條の規定に基づき、次のように告示する。
平成二十年九月一日
総務大臣 増田 寛也

指定統計の名称 学校教員統計
調査票の使用目的 文部科学省及び都道府県及び都道府県教育委員会が、教員の人事、研修その他の教育行政の基礎資料を作成するため、それぞれの管轄区域に係る学校教員統計調査の別表に掲げる調査票(いずれも電磁的記録媒体に転写分を含む)から所要の事項を閲覧し、転写し、又は集計する。
調査票の使用目的 文部科学省の内部部局の職員、都道府県の私立学校主管部課及び都道府県教育委員会事務局の職員並びにこれらの機関から集計事務を委託した機関の電子計算機担当職員

品名	規格	単位	原価
① グリセリン「JG」		10mL	12.40
② グリセリンカリ液「JG」		10mL	13.00
③ ※鶏水軟膏「JG」		10g	25.20
④ チンク油「JG」		10g	18.30
⑤ フホル・亜鉛華リニメント「JG」		10g	16.80

○厚生労働省告示第四百三十八号
 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等及び担当に關する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第七号）の一部を次のように改正する。
 平成二十年九月一日
 厚生労働大臣 外添 要一

品名	規格	単位	原価
⑥ デンチアナ米「Eビス」		10g	
⑦ 酸化マグネシウム「Eビス」		10g	
⑧ セネガシロソフ「Eビス」		10mL	
⑨ ※塩シロソフ「Eビス」		10mL	
⑩ フロムワレリル尿素「Eビス」		1g	
⑪			
⑫			
⑬ グリセリン「Eビス」		10mL	
⑭ グリセリンカリ液「Eビス」		10mL	
⑮ ※鶏水軟膏「Eビス」		10g	
⑯ チンク油「Eビス」		10g	
⑰ フホル・亜鉛華リニメント「Eビス」		10g	

○厚生労働省告示第四百三十九号
 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第四百二十九号）の一部を次のように改正する。
 平成二十年九月一日
 厚生労働大臣 外添 要一

第二項第十七号イ(2)、第五十八号イ(2)及び第七十五号イ(2)中「内科専門医」を「総合内科専門医」に改める。

第二項に次の一号を加える。
 八十三 R E T 遺伝子診断（甲状腺腫瘍に係るものに限る。）の施設基準
 イ 主として実施する医師に係る基準
 (1) 専ら内科、小児科、外科、小児外科又は耳鼻いんこう科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
 (2) 総合内科専門医、内分代謝科専門医、小児科専門医、外科専門医、小児外科専門医、耳鼻咽喉科専門医又は臨床遺伝専門医であること。
 (3) 当該療養について、一年以上の経験を有すること。
 (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準
 (1) 内科、小児科、外科、小児外科又は耳鼻いんこう科を標榜していること。
 (2) 実施診療科において、常勤の医師が配置されていること。
 (3) 臨床検査技師が配置されていること。
 (4) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
 (5) 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

(6) 医療安全管理委員会が設置されていること。
 (7) 遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。
 (8) 当該療養について症例を実施していること。

第三項に次の一号を加える。
 十六 腹腔鏡補助下肝切除術（部分切除及び外側区切除を除く。）
 ○厚生労働省告示第四百四十号
 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に關する基準（平成十二年厚生労働省告示第二十一号）及び指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に關する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百一十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者等（平成十二年厚生労働省告示第二十三号）の一部を次のように改正する。
 平成二十年九月一日
 厚生労働大臣 外添 要一

第二十七号イ(1)(三)及び第三十六号イ(3)中「少なくとも一週につき一回以上」を「入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時」に改める。
 ○農林水産省告示第三百七十号
 牛乳製品統計調査規則（昭和四十六年農林省令第三十八号）第七条第二項及び第八条第四項の規定に基づき、平成十四年十二月二十日農林水産省告示第八八十五号（牛乳製品統計調査規則の規定に基づき、農林水産大臣が定めるもの等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十年十二月三十一日から施行する。
 平成二十年九月一日
 農林水産大臣 太田 誠一

第四条第一項中「規則第三条第十項に規定する地方農政事務所長等が」を削り、「従い」を「より」に改める。
 別記様式第一号から別記様式第三号までを次のように改める。